

沖合底びき網漁業
漁獲成績報告書作成の手引き
(日本海区)

令和2年12月
水産庁

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 52 条第 1 項に基づく農林水産大臣への資源管理の状況等の報告について、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省第 5 号）第 14 条第 2 項に定められた事項につき、漁業の許可及び取締り等に関する省令第 14 条第 3 項の農林水産大臣が定める大臣許可漁業における資源管理の状況等の報告書の提出期限及び様式を定める件（令和 2 年 11 月 16 日農林水産省告示第 2232 号）に定められた様式の報告書（以下「漁獲成績報告書」という。）の作成及び提出の方法について、以下のとおり定める。

1. 報告対象者

沖合底びき網漁業の許可を受けている者であって、日本海区において操業した者。

なお、報告対象となる期間にいずれの海区においても操業しなかった場合については、主たる操業区域としている海区の手引きに従い、その旨記載して報告すること。

2. 報告の時期、報告先及び提出方法

月毎に、当該月における操業等について、翌月 10 日までに漁業根拠地（漁業を営む者がその営む漁業に使用する船舶により行う当該漁業の操業を管理する事務所の所在地をいい、2 以上ある場合にあっては、主たる漁業根拠地をいう。）を管轄する漁業調整事務所に原則電子媒体（エクセルファイル様式）で提出すること。なお、電子媒体での提出が困難な場合は、個別に各漁業調整事務所に相談すること。

（送信先アドレス）

仙台漁業調整事務所資源課：sendai_gyoseki@maff.go.jp

新潟漁業調整事務所資源課：gyoseki_niigata@maff.go.jp

境港漁業調整事務所資源課：sakaiminato_gyocho@maff.go.jp

3. 記入要領

～ 上 段 ～

- （1）住所（個人）又は主たる事務所の所在地（法人）及び
氏名（個人）又は名称（法人）

許可証に記載されている住所及び氏名又は名称を記載する。ただし、2 そうびきの場合であって、主船、従船それぞれの許可を受けている者が異なる場合は、それぞれの住所、氏名又は名称を記載する。

- （2）報告対象期間

報告の対象となる年月を記入する。なお、漁獲成績報告書を複数のシート（ページ）に記載する場合は、月の後ろに順に番号を付して記入する。
（例：令和2年12月、令和2年12月－〇（番号を記入））

（3）許可番号、船舶名、総トン数

許可番号及び許可船舶の船名、総トン数を記入する。2そうびきの場合は、主、従それぞれに記入する。

（4）漁船登録番号

許可船舶の漁船原簿謄本に記載の漁船登録番号を記入する。2そうびきの場合は、主、従それぞれに記入する。

（5）漁ろうを指揮監督する者

漁労長等の洋上における漁労活動の責任者の氏名を記入する。

（6）乗組員数

当該月において、洋上における漁労活動に従事した人数を記入する。なお、日により従事した人数が異なる場合は、当該月の平均的な人数（整数）を記入する。2そうびきの場合は主、従それぞれに乗組員数を記入する。

（7）操業区域

許可証に記載されている操業区域の番号をすべて記入する。

（8）漁業の方法

当該月の操業の実態に応じて、1そうびきにおいては「かけまわし」又は「オッタートロール」、2そうびきにおいては「2そうびき」と記入する。

（9）操業日数

当該月において、「実際に操業した日」の日数の合計を記入する。なお、投網したが漁獲がなかった日についても日数に含む。

～ 中 段 ～

（10）漁区

- ・ その操業月日のうち、ひき網回数のもっとも多い漁区番号を4桁で記入する。

（記入例） 2 2 2 － 2 区

漁区
2 2 2 2

(11) ひき網回数

実際に投網した回数を記入し、漁獲がなかった場合も回数に含めることとする。ただし、投網の失敗やドラムの故障など作業上のミスで無効となった事故網や、気象海象条件や根がかりなどによって漁獲のなかった事故網はひき網回数に加えない。

(12) 魚種別漁獲量

魚種については、以下の魚種のうち少なくとも報告する月の間に漁獲のあった魚種について記入する。

- ・ まだら
- ・ すけとうだら
- ・ ほっけ
- ・ はたはた
- ・ さめ類
- ・ ひらめ
- ・ そうはち
- ・ ひれぐろ
- ・ あかがれい
- ・ まがれい
- ・ むしがれい
- ・ やなぎむしがれい
- ・ その他かれい
- ・ にぎす
- ・ えそ類
- ・ たちうお
- ・ まだい
- ・ ちだい
- ・ きだい
- ・ あかむつ
- ・ はつめ（一部地域では令和2年12月より追加）
- ・ しろぐち（いしもち）【秋田県、山形県、新潟県のみ】
- ・ するめいか（一部地域では令和2年12月より「いか類」を「するめいか」と「その他いか」に変更）
- ・ その他いか
- ・ まあじ
- ・ かながしら
- ・ たこ類
- ・ ほっこくあかえび

- ・ その他えび
- ・ ずわいがに（メス）
- ・ その他

（令和２年１２月より追加する魚種）

- ・ やりいか
- ・ ほたるいか
- ・ きあんこう
- ・ ざこえび類《くろざこえび、とげざこえび》
【分けていない場合はざこえび類】
- ・ さば類
- ・ ずわいがに（オス）《カタガニ、ミズガニ》
【分けていない場合はずわいがに（オス）】

（13）漁獲量計

自動の計算式を設定しているため、入力しないこと。

（14）陸揚月日

当該漁獲物を陸揚げした月日を記入する。

（15）陸揚港

陸揚げした陸揚港名を記入する。

～ 下 段 ～

（16）資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

- ・ 実施している資源管理の取組内容を直接記入するか又は「別添のとおり」にチェックを入れ、別添に上記内容を記入（様式は任意）し提出する。
- ・ 従前に提出した取組内容から変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（取組内容の記載や別添での提出は不要。）。
- ・ ただし、取組内容に変更がない場合も毎年１月の漁獲成績報告書の提出時に取組内容を記載又は別添にて提出する。
- ・ 資源管理の取組内容を記入又は別添にて提出する月に、複数の漁獲成績報告書の様式を提出する場合には、当該月の主たる操業を記入した様式にのみ記入又は添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、記入（又は添付）した漁獲成績報告書を明記すること。

（17）最終の損益計算書その他の最近における損益を知ることができる書類

- ・ 決算後の最初の報告書の提出時に、「別添のとおり」にチェックを

入れ、個人経営体にあつては確定申告書、青色申告決算書、収支内訳書その他の財務に関する書類を、法人経営体にあつては貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する書類及び許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについて（令和2年11月16日付け2水漁第883号水産庁長官通知）において規定する別記様式3又は別記様式4を提出する（共同経営の場合はすべての経営体について提出する）。

- ・ 従前に提出した上記財務関係書類に変更がない場合は、「前回の報告と同じ」にチェックを入れる（上記書類の提出は不要。）。
- ・ 従前に提出した上記財務関係書類の一部に変更があつた場合は、「別添のとおり」にチェックを入れ、変更があつた書類及び許可等の申請者又は許可等を受けた者の適格性に関する事務取扱いについてにおいて規定する別記様式3又は別記様式4を提出する。
- ・ 上記財務関係書類を提出する月に、複数の漁獲成績報告書の様式を提出場合には、当該月の主たる操業を記入した様式にのみ添付することとし、他の様式には、「別添のとおり」にチェックを入れた上で、記入（又は添付）した漁獲成績報告書を明記すること。

（18）記載事項の取扱

漁獲成績報告書は、国が実施する水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の関係機関（国立研究開発法人 水産研究・教育機構等）へ提供する必要があるので、同意いただける場合は、「同意」にチェックを入れる。

4. 報告の基礎となった記録の保存と管理

当該報告は、法の規定に基づくものであるので、当該報告の基礎となった記録の保存及び管理をすること。